ローンカード規程

令和８年９月１５日改定
長岡信用金庫

第１条（カードの利用）
しんきんカードローン契約を締結したキャッシュカード(以下「カード」といいます)は、次の取引を行う場合に利用することができます。
（１）当金庫または当金庫と現金預入支払業務を業務提携した金融機関等（以下「預入支払業務提携先」といいます）において利用する場合。
当金庫または預入支払業務提携先に設置の現金自動支払機・現金自動預入支払機等（以下「自動機」といいます）を利用したカードローン借入金の入出金および普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ）の入出金ならびに残高照会
（２）当金庫と現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払業務提携先」といいます）において利用する場合。
支払業務提携先に設置の自動機を使用したカードローン借入金の出金および普通預金の出金ならびに残高照会。

第２条（手数料）
（１）自動機を使用して入出金するときは、ご利用の都度所定の手数料を支払ってください。
（２）前項の手数料のうち、自動機を使用した場合の手数料は、入出金時に通帳および払戻請求書なしで預金口座から自動的に引き落し、または自動的にカードローンにより貸越を行います。なお提携先には、当金庫から支払います。

第３条（預金の出金またはカードローン借入金の出金）
（１）自動機を使用して出金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従ってカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。
（２）自動機による出金は千円単位とし、１回の出金金額はその自動機の取扱い範囲内とします。この場合、出金金額と前条の手数料金額との合計額が出金することのできる金額をこえるときは出金することができません。
なお、１日あたりの払い戻しは当金庫所定の金額の範囲内とします。

第４条（預金の入金またはカードローン借入金の返済）
自動機を使用して入金するときは、自動機の画面表示等の操作手順に従ってカード(またはカードと通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
自動機による入金は千円単位とし、１回の入金額はその自動機の取り扱い範囲内とします。

第５条（自動機故障の取扱い）
（１）停電、故障等により自動機による入金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードまたは通帳により入金してください。
（２）停電、故障等により自動機による出金ができないときは、窓口での営業時間内に限り、当金庫が別に定めた金額を限度として、当金庫本支店の窓口でカードにより出金することができます。

第６条（カード・暗証番号の管理等）
（１）当金庫は、自動機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号が一致することを当金庫所定の方法により確認のうえカードローン借入金の出金および普通預金の出金を行います。
（２）カードは他人に使用されないように保管してください。
暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないように管理してください。
カードが偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から取引店に通知してください。
この通知を受けたときは、ただちにカードによるカードローン借入金の出金および普通預金の出金停止の措置を講じます。この通知の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

（３）カードを紛失した場合や、盗難にあった場合には、当金庫所定の方法により取引店に届出てください。

第７条（偽造カード等による出金等）

偽造または変造カードによるカードローン借入金の出金については、本人の故意による場合、または当該出金について当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。

この場合、本人は当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況について当金庫の調査に協力するものとします。

第８条（盗難カードによる出金等）

（１）カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた出金については、本人から第６条第２項の通知があり、かつ次の各号のすべてに該当する場合、当金庫は次項に定める貸越対象額について本人にその支払いを求めることができないものとします。

①カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知がおこなわれていること

②当金庫の調査に対し、本人より十分な説明がおこなわれていること

③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

（２）前項の通知がなされた場合、当該カードローン借入金の出金が本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします）前の日以降になされた当該カードローン借入金の出金額（手数料や利息を含みます）に相当する金額（この条において「貸越対象額」といいます）について支払を求めることができないものとします。

ただし、当該出金が行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は貸越対象額の４分の３に相当する金額について支払いを求めることができないものとします。

（３）前２項の規程は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な出金が最初に行われた日）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４）第１項および第２項の規程にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は貸越対象額について支払いを求めることができます。

①当該出金が行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

Ａ.本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

Ｂ．本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合

Ｃ．本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ、またはこれに付随してカードが盗難にあった場合

第９条（届出事項の変更等）

氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、ただちに本人から当金庫所定の方法により取引店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第 10 条（カードの再発行等）

カードの盗難、紛失等の場合、カードの再発行は当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または保証人を求めることがあります。

なお、カードの再発行に際しては、当金庫所定の手数料をいただきます。

第 11 条（暗証番号の照合等）

（１）自動機によりカードを確認し、自動機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合は、暗証番号につき盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫および提携先は責任を負いません。

（２）第５条第２項により当金庫が窓口においてカードを確認し、所定の用紙に記入された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取扱いした場合にも、前項と同様とします。

第 12 条（自動機の操作等）

（１）自動機の使用は所定の要領に従い正しく操作してください。

（２）自動機の使用に際し、金額、暗証番号等の誤操作により発生した損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

第 13 条（カードの期限）

（１）カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が延長された場合には、カードは継続して使用することができます。

（２）カードローン契約に定める当金庫との約定により、カードローン契約が終了した場合には、使用中のカードは引き続きキャッシュカードとしてご利用ください。

第 14 条（解約、カードの利用停止等）

（１）カードの利用を取り止める場合には、カードを取引店に返却してください。
なお、未処理取引のある場合には、その処理が終わるまで解約を延期させていただく場合があります。

（２）カードの改ざん、不正利用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当金庫から請求があり次第、ただちにカードを取引店に返却してください。

（３）次の場合には、カードの利用を停止することがあります。
この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
①次条に定める規程に違反した場合
②カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

第 15 条（譲渡、質入れ、貸与等の禁止等）

カードは譲渡、質入れ、貸与または第三者に利用させることはできません。

第 16 条（規程の準用）

この規程に定めのない事項につきましては、当金庫普通預金（決済用普通預金を含む）規程、総合口座取引規程、キャッシュカード規程およびカードローン契約規定の各条項により取り扱います。

第 17 条.（規程の変更等）

（１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

（２）前記（１）の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以　上